

尼崎市認定地域クラブ活動スタートアップ補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、尼崎市における地域クラブ活動の推進にあたり、地域の多様なクラブ活動の創出及び持続的な運営基盤の形成を図るため、認定地域クラブを設立する団体等に対し、その活動に要する経費の一部を補助することにより、安定的な活動環境を提供することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「尼崎市認定地域クラブ」とは「尼崎市版地域クラブ活動『認定地域クラブ』の認定に関する募集要項」に基づき認定を受けた団体をいう。
2 本事業における「スタートアップ」とは、認定地域クラブとして認定を受けた日から1年以内の団体を指す。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 尼崎市認定地域クラブであること
- (2) スタートアップであり、かつ、令和8年4月1日以降に認定を受けていること
- (3) 過去に本事業による補助金の交付を受けていないこと

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、地域クラブ活動に係る取組とする。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となるものは、前条の事業に要する経費のうち、活動を開始するために真に必要な経費であり、かつ、次に掲げるものとする。補助率は10分の10以内とする。

- (1) 指導者に係る人件費または謝金
- (2) 旅費（交通費）
- (3) 備品購入費（活動に必要な用具等）
- (4) 消耗品費
- (5) 保険料
- (6) 会場使用料
- (7) 広報費（印刷費、広告費等）
- (8) 委託料
- (9) 参加者の募集に要する経費
- (10) その他市が適当と認める経費

2 次に掲げる経費は補助対象外とする。

- (1) 高額な設備投資に係る経費
- (2) その他本事業の趣旨に照らし不相当と認められる経費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の範囲内において、1団体あたり10万円を上限とする。

2 補助金の交付回数は、1 団体につき 1 回までとする。

（補助金の交付申請）

第 7 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、尼崎市認定地域クラブ活動スタートアップ支援事業補助金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を付して、市に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第 2 号）
- (2) 収支予算書（様式第 3 号）
- (3) その他市が必要と認める書類

（審査及び交付決定）

第 8 条 市は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、予算の範囲内において、尼崎市認定地域クラブ活動スタートアップ支援事業補助金交付決定通知書（様式第 4 号）により、申請者（以下「交付決定者」という。）に通知するものとする。

（交付決定の変更等の申請）

第 9 条 交付決定者は、交付決定後において、次の各号のいずれかに該当する場合には、尼崎市認定地域クラブ活動スタートアップ支援事業補助金交付決定変更申請書（様式第 5 号。以下「変更申請書」という。）を市に提出し、承認を得なければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき（ただし、軽微な変更の場合を除く。）
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了していないとき又は補助事業の遂行が困難となったとき

2 前項第 1 号の軽微な変更は次のとおりとする。

- (1) 事業の目的・趣旨が変わらない程度の内容変更
- (2) 前号の変更に伴う事業費等の経費内訳の変更

（交付決定の変更通知）

第 10 条 市は変更申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定の変更を行い、尼崎市認定地域クラブ活動スタートアップ支援事業補助金交付決定変更通知書（様式第 6 号）により速やかに通知するものとする。

2 市は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

（実績報告）

第 11 条 交付決定者は、補助事業の完了の日から起算して 30 日を経過した日または交付決定を受けた年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、尼崎市認定地域クラブ活動スタートアップ支援事業補助金実績報告書（様式第 7 号。以下「実績報告書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて市に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書（様式第 8 号）
- (2) 支出経費一覧表（様式第 9 号）
- (3) 支出経費を証する書類（領収書等）
- (4) その他市が必要と認める書類

(交付額の確定通知)

第12条 市は、実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、尼崎市版地域クラブ活動推進事業費補助金交付確定通知書（様式第10号）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第13条 前条の通知を受けた交付決定者は、速やかに尼崎市認定地域クラブ活動スタートアップ支援事業補助金交付請求書（様式第11号）を市に提出しなければならない。

2 市は、前項の規定により尼崎市認定地域クラブ活動スタートアップ支援事業補助金交付請求書の提出を受けたときは、速やかに交付決定者に対し補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第14条 市は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) その他市が不相当と認める行為があったとき。

(財産の管理等)

第14条 交付決定者は、補助事業により取得した財産については、補助事業の完了後も善良な管理者の注意をもって管理し、補助事業の目的に従って取扱い、その効率的な運用を図らなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市が別に定める。

附則

この要綱は、令和8年8月1日から施行する。